として史記よりも整頓されたものであり、またそれだけ史記よりも小説から遠ざかったと言えよう。しかしその漢書の中にも、やはり史記と同様の志向を認め得る部分が、全くないわけではない。たとえば李陵伝の終りに近く、匈奴に赴いた漢の使者が、今は匈奴の一員となっている李陵に面会し、佩刀の環を撫で帰国を諷するあたりには、まさしく史記に繋がる血の濃さを見ることができよう。

　司馬遷や班固の時代には、小説と言うジャンルが中国文学の中に地位を持っていたとは思えない。漢書芸文志に著録された小説家の書は、班固の自注によれば、多くは「浅薄」「迂誕」のものであって、その著者が果して「小説家」としての自覚や主張を持っていたかどうかは、甚だ疑わしい。言わばこの時代は、中国小説史がその形を整える直前の混沌の時期であったろう。しかしその中から、小説を書こうとする、またはそれを読もうとする原初的な欲求が、司馬遷と言う天才の力によって一たび結実し、充足されたのである。そして彼の筆法に意識的な修正を加えた漢書にあっても、同じ欲求はなお消し去りがたいものとして痕跡を残した。中国小説史にとっての先史時代におけるモニュマンの一つを、ここに認めることができよう。

　ただし以上のような傾向は、漢書の後に続く正史の中では、次第に影が薄れてゆく。後代の正史も紀伝体の形をとっており、その列伝の中にはやはり興味ある挿話を挟むことが伝統として残ってはいるけれども、そこに描かれた人物の姿は、もはや史記のような生きた人間としてではなく、もっと記録的な、乾燥したものとなって来る。そして正史が乾燥してゆくのと並行して、六朝から唐へと、物語の文学が次第に形を整え始めた。しかも六朝志怪の祖と言われる捜神記の著者は、歴史家の干宝である。この一連の事実の底には、おそらく中国における小説の成立過程を語る事情がひそんでいるのではあるまいか。しかしその点まで考えるのは、この小論の及び得るところではないから、今はただ一つの事実として指摘しておくにとどめる。

(附記)　史記を文学の立場から眺めたものとしては、武田泰淳氏の「史記の世界」その他、幾つかの論文が発表されている。この小論はそれらの業績に負うところが多いが、かつて京都大学において吉川幸次郎教授が講ぜられた「漢書演習」から、ことに多くの示唆を得た。附記して謝意を表する次第である。

日本文学に読みとられた
論語経本・注解の系統考察の数例

新　美　保　秀

日本文学に影響した論語の型態については、学芸大学研究報告第六集で述べた。つぎには主として如何なる論語の経本・注解が、何故に、日本文学作品に多く読みこまれて影響しているかを、研究する必要がある。そこで、日本文学作品に引説活用された論語関係の資料を、論語の本文や注解に、比較考察してみると、その訓読や用字や解釈などの諸方面にわたって、種々なる異同を残している。今これらの

諸相が、何に基き、如何なる理由によるものなるかを、究明するために、我国古伝の集解本（正和本・元応本・嘉暦本・建武本等）・義疏本・注疏本・朱注本等に照合し、それぞれその基づく系統と理由を考えてみたい。

さて、日本文学作品に引説された論語文の系統考察については、その数が非常に多いけれども、その中最も著明と思われるものに、二十有三が挙げられるが、紙面の都合により数例について究明する。

一、まず、世阿弥十六部集・花鏡の条に、
孔子云、温(ネテ)レ故(ヲ)○知(ル)レ新(シキヲ)、可ニ以為(ナス)レ師(ト)○
とある。

さて、論語文においては、「温故」について、何晏の「タヅネテ」と、皇侃の「アタタメテ」との両説が存している。

今例をあげて、世阿弥の訓読の源流系統を考えてみよう。

然る時、正和本の為政篇には、
子曰、温(タツネフルキ)レ故而知レ新(シキヲ)、可ニ以為ニ師一矣。
とある。これは、「温」を「タヅネ」と読んでいるが故に、何晏の「温」は「尋也」の系統に属することがわかる。朱注の「温尋也」もそれである。しかして、「タヅネテ」の例には、元応本・嘉暦本・建武本・宗重本・文明本・永正本・正平版本・古義などがある。

つぎに、「アタタメテ」の例には、
子曰、温(メ)レ故(ヲ)而知(ルハ)レ新(ヲ)。可ニ以(シ)為(テル)レ師矣。
と読んでいるのが、根本氏増訂義疏本であり、逢原も同じである。その注に、「按鄭注、温如ニ燖温之温一。中庸章句従ニ鄭氏一、為レ優。」とある如くに、「アタタメテ」の訓みは、中庸鄭玄注に、「温読如ニ燖温之温一、謂ニ故学之熟一矣。」とあり、また、左伝尋盟の賈逵注云に、「尋温也、猶若レ温ニ故食一也。」と解くもの、及びこれらは、皇侃の「温、燖也。」に拠っているものである。

なおこのように、「アタタメテ」と読んでいるものには、述志・群疑考・一貫・徴・互弁・欄外書・知言・会箋・集説・標記など、徳川時代の解釈に多い。

つぎに、古来からの異説をあげてみると、

（イ）徴云、何晏不レ識、以ニ尋繹一言レ之。朱子仍レ之、可レ謂ニ粗鹵一已。故者、邢疏曰、旧所ニ学得一。朱子曰、旧所レ聞、是皆拠ニ字義一解非也。

（ロ）一貫云、温燖也。

（ハ）述志云、語由引ニ家語一而章旨始明也。諸注並不明也。温字徴得レ之、若レ温ニ燖故食一。左伝哀公十二年曰、今吾子曰ニ必尋レ盟、若可レ尋也亦可レ寒也。

（ニ）群疑考云、何晏云、温尋也。尋ニ繹故者一、又知レ新者、朱注与ニ何注一同。仁斉依ニ朱注一。皇侃云、温、温燖也。茂卿徳夫皆用ニ温燖之解一。朱子中庸註、則亦以為ニ燖温之温一。朱子論語註、則其四十八歳時成。中庸註、則六十而成云。然則朱晦菴亦以ニ温燖一為レ優也。以レ此観レ之、此它論語之註、朱晦菴至ニ老年一而悔ニ其過非一亦可レ多也。温故之解、茂卿為レ得焉。

（ホ）論語抄元和古活字本云、温ハ温燖スル故食也。冷飯ヲアタタムルハ、始テ煮ルヤウニハ無イヤスイ者ソ。一義ニハ「温故」トハ古ノ聖言也。知新ハ今ノ人ノ言ソ。註、尋繹トハ、温ハ尋繹也ト注ス。譬ハフルイ糸ノキレサウナトコラカ、キレソウナソト尋テ、シツトツケハ又新キ糸ニナルソ、尋ヲツク共タツヌ共トチヘモ読ムソ。

右の諸例の如く、「温は燖也」の見が、我国でも古くより採用されていることは明瞭である。即ち徴では、「拠ニ字義一解非也」としており、一貫も温は燖也とのべ、述志も、「温字徴得レ之、若レ温ニ燖故食一」といい、また、左伝の尋盟まで引き、更に群疑考では、詳細を極めている。

朱子が論語の注は、四十八で書いており、中庸の注は、六十で書き

終えているという。老年に至って、論語の注についての過非を悔いている。且つ朱子自身も亦、「温燖」を以て優れり、と訂正している点、最も有力な証拠である。論語抄では、温は温ニ燖故食一也と解き、冷飯をあたためるのは、始めて煮るよりやすいものぞ、と例解までしており、なお温は尋也の一説として、古い糸の切れそうなところを尋ねて、しっかとつなげば、また新しい糸のようになって、用にたつという解で、一寸面白い例である。

さて、「温燖也」の由来するところは、前述した如く、後漢の鄭玄注に始まり、賈逵これを引き、皇侃の義疏もまたこれをとり、邢疏もそのあとをついでいる。

また、「温尋也」は、何晏の注に始まり、朱子これを引いてはいるが、前述の如く、老年に至って訂正している。

しかして、中国においても、かように二派に分れていたのであるから、我国でも両派になっている次第である。古伝本論語では、「温尋也」の方が非常に多い。江戸時代は、朱注の盛行したため、「温尋也」が多く、「温燖也」は、比較的に少い。なおまた、現代でも、この両派が行われている。それから、論語以外に、この両説を求めてみると、

(1) 続日本紀文武天皇大宝三年三月丁丑十六日の詔に曰く、下制曰、依レ令、国博士於部内及傍国、取用然、温レ故（タヅネテフルキ）知（ル）レ新（ハヲ）希（レナリ）レ有ニ其人一。

といい、

(2) 漢書成帝紀に、儒林之官四海淵源、宜下皆明ニ于古今一、温レ故（タツネフルキ）知レ新（ヲ）通中達国体上。

とあり、

(3) 同書百官表に、以通ニ古今一、備ニ温レ故（ヲ）知（ル）レ新（ヲ）之義一云々。

とあり、その他、論衡第十二謝短篇と、第十三別通篇とに、引用されているが、読み方がついていないから省く。

以上三例は、「タヅネテ」と読んでいる。

なお、劉宝楠の正義にも、「尋与レ燖同、即与レ燅同、不レ謂ニ繹理一也。此注蓋誤」。といい、後案でも、「尋温亦作ニ燖温一、燖者燂之変字、燂温燖」。とある。この二例は、「アタタメテ」の方、可なりといっている。

かくて、「アタタメテ」の方がよいことになるが、世阿弥十六部集には、やはり旧来の習見によって、「タヅネテ」の読みかたをとり入れ、芸道を説いているのであり、このよみかたの実際資料的源流は、まず現在のところでは、正和本へまで遡って見出すことができる。

更にまた、或は我国に古く相伝した博士家では、何晏集解系統の「タヅネテ」を持していたのによったろうか。

二、和漢文操・三類の図賛・東華坊の条に、

孰虖（いづれか）謂（はん）ニ道之是（と）一矣。孰虖（れを）謂（はん）ニ道之非（と）一矣。攻（るは）ニ乎異端（を）一斯害也已（れならくのみ）。

とある。そして、

「按ずるに、此語は攻の字と、治の字の論はあれど、孔子の意を察すれば、道は家家の建派ありて、仏老も楊墨も一理あれば、譬ひ我家の建立にて、自ら誉めて他を毀るとも、実に怒りて責むべからずとぞ」。

と注が付してある。

さて、論語本文については、古来「攻」の字を、「ヲサムル」と読むのが、通常である。我国江戸時代に至っては、かく和漢文操を始め、後説諸儒の如き、特に、「セムル」と読んでいるものが現われ、二種の読み方が生じている。我国でも、正和本では、「ヲサムル」と読んで、「攻（ヲサムル）ニ乎異端（ヲ）一」という。それは、何晏集解および皇侃の義疏に、「攻、治也」といっているものに基づくようである。

然るに、安井衡の集説では、子曰、攻（セメバ）ニ乎異端（ヲ）一、斯以レ攻為ニ攻伐一。」とて「セメル」に読み、豊島幹の新注でも、「攻猶レ責也。何氏朱氏皆攻、治也、恐非」といい、塚田虎の群疑考にも、攻乎異端章におい

て、「又且専治之解、恐不レ通也。」といっており、なお江馬元恭の訓詁解にも、「攻（セメバ）二乎異端（ヲ）一」といい、佐藤坦の欄外書も同じである。即ち江戸時代に至って、「セムル」の訓解が、相当盛行したことは、明らかである。しかして、この訓解は中国には見えず、我国論語学上に萌したものの如く、特筆すべき点であろうが、さて、その源流は、何処に見出せるであろうか。

　これについて考えるに、我国古板本の正平無跋本に、「攻」の字を「ヲサムルハ セムルハ」と両読し、また、応永本にも、「ヲサムル セムル」と両様に読んでいる。即ち我国論語学上「セムル」の訓読源流は、実は正平版本時代に、二様の読みとり方としてあらわれており、その一方が徳川時代の和漢文操以下、安井衡・豊島幹等に読み続けられたものであろう。

　つぎにまた、「斯害也已」の読み方に、和漢文操では、「ナラクノミ」という古語を用いているのであるが、これはやはり正和本に、「子曰、攻（ヲサムル）二乎異端一斯害也已（ナラクノミ）。」と読んでおり、元応本・嘉暦本・建武本・宗重本・応永本・永禄本・正平版古写本なども同じである。即ち徳川時代中期の和漢文操の「害也已（ナラクノミ）」の読みとられ方は、古く鎌倉末期正和本の読み方まで、遡ることができる。

　そして、「聞道」を「キクナラク」と読むのは、現代にもあり、そのわけは、「聞く所によれば」というのであろう。「ナラクノミ」は、なるばかりだ、というのであろうか。文法上の問題は、後にゆずることとする。

　かくて、引説の文の源流については、「攻を責なり」と読んでいるのは、安井衡の集説以下近世徳川時代であるが、前述のように、正平版本・応永本など、両様に読んでいる例があるにより、その当時から、この「攻」の字の読み方には、両論があったらしく考えられ、その一方の「セムル」の読み方が、伝わってきて、徳川時代の和漢文操に、及んだことと推考する。

　また、「ナラクノミ」は、中世正和四年以降の古写本は、大抵「ナラクノミ」と読んでいる。即ち和漢文操の如く、日本文学作品に読みとられた形は、我国中世正和本まで遡ることができる。

三、近松全集巻十二・井筒業平・河内通の条に、

　夏は殷のむかし殷は周のむかし、そのむかしの礼によりて、損益する所を知らば、百万代の末かけて、天地とともに限りなく、かはらぬむかし、久堅の天津御位五十六代清和の帝の御兄四品惟高親王迚、遁世の王子、いまぞかりける。」

と、読みとっている。

　さて、論語本文においては、元来、「礼」の字を上に属するものと、夏の字で絶って、「礼」の字を下に属するものとがある。

　近松の引説の文においては、「そのむかしの礼によりて」となっているから、前者に属するものと思われる。この例は、前者が非常に多くて、それが普通のようである。

　そして、我国の古い所では、正和本に、

　　子曰、殷因二於夏礼一、所二損益一可レ知也。
　　　周因二於殷礼一、所二損益一可レ知也。

とあり、また元応本に、

　　子曰、殷（イン）因（ハヨル）二於夏（カノ）礼（ニ）一所（ロ）二損（ソン）益（スル）一可レ知（シシンヌ）也。
　　　周因（ハヌル）二於殷（ノ）礼（ニ）一所（ロ）二損益（スル）一可レ知（ヌ）也。

とあり、嘉暦本・建武本皆然りであって、「礼」の字を上に属している。この例は非常に多く、謎の高麗本・正平版本・宗重本・文明本・応永本・大永本・永禄本などである。

（注）謎の高麗本とは、我国から朝鮮を経て中国に伝わり、再び我国に帰ってきた正平双跋写本をいう。

　ところが、近世徳川時代になると、佐藤坦の互弁には、

　　子曰、殷因（ヘル）二於夏（ニ）一礼（ノ）所二損益（スル）一可（キ）レ知（ル）也。

周ハ因ル㆓於殷㆒ニ礼ノ所㆓損益スル㆓可キ㆑知ル也。

といって、夏で絶ち、「礼」の字を下に属するものがあらわれている。

また、東条弘の知言には、つぎの注がついている。

東涯曰、拠㆓馬説㆒則当㆘於㆓夏字下㆒絶㆖㆑句。馬氏蓋以㆓礼字㆒属㆑下読。

また、漢書杜欽伝には、

殷因㆓於夏㆒尚㆑質。周因㆓於殷㆒尚㆑文。漢儒蓋以㆓礼字㆒属㆑下。然本文則属㆑上為㆑善。

といっており、漢書董仲舒伝には、

有夏因㆓於虞之文㆒。

とあり、史記集解引㆓楽記鄭注㆒には、

殷因㆓於夏㆒周因㆓於殷㆒。与㆓杜説㆒同則知㆘今人以㆓礼字㆒断㆑句者誤㆖也。

という。なお、清の劉宝楠の正義にも、

殷因於夏　礼所損益可知也
周因於殷　礼所損益可知也

と解している。そして、根本通明博士の論語講義にも、この漢代の読み方をとって、

殷因㆓於夏㆒、礼所㆓損益㆓可㆑知也。
周因㆓於殷㆒礼所㆓損益㆓可㆑知也。

という。これら互弁・知言以下根本博士の説は、杜欽伝や史記集解・劉宝楠の説に基づいて、「夏」で絶句するもので、一理はあるが、それより以前の古写本、即ち我国鎌倉末の正和本に、夙に「夏礼」とつずく例が、歴然としているのであり、近松の作品にも、この古い形で読みとられている。故に一応正和本迄遡ることができる。

なお、参考までに、朱注について一言すると、わが国に伝来された四書朱注には、桂庵・文之・惺窩・道春などの諸点が存するが、目下見得られるものは、寛永二年版の文之点と、寛文四年版の道春点などである。

しかし、何れも、我先儒によって、付点されているものばかりであり、皆前述の古写本の如く、「礼」の字を上に属しているのである。

因みに、宮内庁書陵部に、元版の朱注論語がある。これを見るとやはり、

子曰、殷因於夏礼。所損益可知也。
周因於殷礼。所損益可知也。

となっており、朱子もまた、「礼」の字を上に属していたのであろう、と推考される。

つぎに、根本博士の論語講義七十二頁に、此の処は殷因㆓於夏礼㆒と言ってはいかぬ。朱子も古注もさう読んだものはない。林羅山の時から点を附け違ったものである。朱子の注は明かに「殷因㆓於夏㆒。礼所㆓損益㆒。」となって居る。礼は其の時代時代によりて変るも、ただ道徳仁義の五倫を以て治むる所に至りては、千万年の後に至るまでも判って居る。

とある。この根本博士の論は、我国古写本と元版朱注論語本との上から視ると、あたっていない。

蓋し、近松が、「夏は殷のむかし、殷は周のむかし」、といっているのは、まことにうまくいったものであり、この近松の読みとり方は、訓読や意訳などを、頗る巧妙に用いたものである。

四、沙石集巻第九の条に、

朝に道を聞て夕に死するは可なり。

とある。引説の文における、「聞道」と「夕死スルハ可ナリ矣」について究明しよう。

まず、「聞道」については、正和本・嘉暦本には、「子曰、朝聞㆑道夕死シヌ可矣。」とある。即ち正和本・嘉暦本ともに、「聞道」については、

測りかねるが、「死可矣」と言い切っており、独得の形を示している。

古来から、「聞道」の読み方については、つぎの三種がある。

それは、建武本は連用形に読んでおり、根本伯陽義疏本は未然形に、会箋では、已然形に読んでいる。即ち

(1) 未然形には、

子曰、朝聞道、夕死可矣。

というのが、根本伯陽義疏本であり、

(2) 連用形には、

子曰、朝聞道、夕死可矣。

であり、建武本・応永本・大永本・永禄本・文明本・室町古写本・正平版本・沙石集などであり、

(3) 已然形には、

子曰、朝聞道、夕死可也。

といっており、会箋がある。

蓋し、連用形が最も多く、未然形と已然形とは、甚だ少い。

つぎに、「死すとも可なり、」については、全部が殆んど同じであるが、唯一つ沙石集のみが、死するは可なり。」と読んでいる。この外「死」と、言い切っているのは、前述の正和・嘉暦の両本のみである。

この沙石集は、仏教説話の文学作品であり、中世の僧無住の著作されたものにして、その当時は、非常によく読まれたものである。その作品中に、「聞道」について連用形を用い、「死するは」といって、主格に読みとった点は、文法上からみて、蓋し、無住の卓見かと思われる。そして、「死するは」と、読んだ形は、恐らく正和・嘉暦両本の「死可矣」、に淵源してはいまいかと考える。

五、風俗文選・射御弁・許六の条に、

鳴呼千行万行の涙をおとし、三思一言の辞を残す。

とある。さて、論語本文においては、「三思」と「三思と熟した読み方との二通りが存する。今前者に属するものと、後者に属するものとについて、各例を示すと、

(1) 「三思」については、

古いところでは、正和本・元応本・嘉暦本・建武本・宗重本・応永本・永正本・大永本・永禄本・文明本・正平版本・古義・標記・根本義疏本・国字弁・逢原・訓詁解・捃解・繹解などがある。

(2) 「三思」については、

徳川時代の古文正訓・一貫・語由・互弁・欄外書・知言・集説・述志・新注・群疑考・読論語などがある。

以上の実例によって、明らかな如く、古写本・正平版系統の古い方では、「三思」と読んでおり、徳川時代朱子学が旺盛になってくると、「三思」と熟した読み方が、あらわれてくることがわかる。「三思」と読んでも、「三思」と読んでも、意味の上では、別に変りはない。

この引説の文では、「三思」と熟して読んでいるから、その影響は朱注本であり、徳川時代の、古文正訓・一貫・語由・群疑考・互弁など、「三思」と読んでいることは、前述のとおりである。風俗文選は、徳川時代の作品であるから、その時代における朱注の読み方に、従ったものであろう。

以上、紙面の都合で五例をあげたにすぎないが、同様に系統を考察した他の十八例を加えれば、その結びの言葉も生ずるのであるが、これは、他の機会にゆずることにする。